
被災学生への見舞金支給規程

(平成13年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、学生(大学、大学院、短期大学生)及びその保護者が災害により被災した場合、見舞金を支給することを目的とする。

(適用)

第2条 本規程は、自然災害及びそれに準ずる被害に遭った場合に適用する。

(申請)

第3条 被災者等は、第2条に規程する災害に遭った場合、申請書(原則として公的機関の発行する被災に関する証明書を添付)を学生センター学生課に提出する。

(見舞金)

第4条 見舞金は5万円を限度とし、学生センター長の審査を経て当該学長が決定する。

(適用停止)

第5条 広域災害により申請者が多数生じた場合は、本規程を適用しないことがある。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、当該教授会・研究科委員会の議を経て理事長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。